

地域審議会の今後のあり方について 検討資料

平成 27 年 7 月

八代市企画振興部企画政策課

I 地域審議会とは

1 制度創設の理由

「地域審議会」の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、よりきめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう創設されたものです。



2 設置の法的根拠

○地方自治法〔昭和22年法律第67号〕

(委員会・委員の設置)

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。



○(旧)市町村の合併の特例に関する法律〔昭和40年法律第6号〕

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

○合併協定

1.1 地域審議会の設置について

(1) 「市町村合併の特例に関する法律第5条の4」に基づく地域審議会については、新市において設置する。

(2) 地域審議会に関する組織及び運営等については、次のとおり定めるものとする。

1 設置

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会(以下「審議会」という。)を、合併前の八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の6市町村の区域ごとに設置する。

2 設置期間

審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

3 八代市地域審議会の所掌事務

○合併協定（地域審議会の設置に関する事項）

3 所掌事務

- (1) 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。
- ①新市建設計画の変更に関する事項
 - ②新市建設計画の進捗状況に関する事項
 - ③新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - ④地域振興のための基金の活用に関する事項
 - ⑤その他、市長が必要と認める事項
- (2) 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。なお、市長は、審議会から出された意見については、できるだけ尊重するものとする。
- ①新市建設計画の執行状況に関する事項
 - ②住民自治に関する事項
 - ③情報提供に関する事項
 - ④その他、審議会が必要と認める事項



Ⅱ 地域審議会のこれまでの取組

1 会議の開催状況

期	年度	地域審議会	正副会長会	合同会議
1	H17	1	1	1
	H18	4	3	
2	H19	3	1	1
	H20	3	0	
3	H21	3	2	1
	H22	3	2	
4	H23	4	2	
	H24	3	1	
5	H25	3	2	
	H26	3	2	
6	H27	3（予定）	2（予定）	

2 これまでの主な協議

住民自治によるまちづくりの推進について【諮問】
八代市総合計画基本構想について【諮問】
新庁舎建設候補地の優先順位について【諮問】
新市建設計画の変更について【諮問】
八代市議会に関する市民への意見聴取について
合併効果の検証について
八代市総合計画後期基本計画について
八代市住生活基本計画策定に伴う地域の意見について
住民自治によるまちづくり行動計画（後期）について
市の歌について
他の諮問機関への委員の推薦について



Ⅲ 地域審議会の今後のあり方について

1 地域審議会の設置期間

○（旧）市町村の合併の特例に関する法律〔昭和40年法律第6号〕

（地域審議会）

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

○合併協定（地域審議会の設置に関する事項）

（設置期間）

2 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。



設置期間満了により
地域審議会は廃止



地域審議会が廃止されることで、
「住民の意見が反映されにくくなる」ということがないか？



2 地域審議会以外の住民の意見反映のための取組

八代市では、地域審議会以外に、住民の意見を市政に反映させていくため、次のような取組を実施しています。

① 各種計画や重要施策に関する取組

住民アンケートの実施

各種計画の原案作成段階で住民の意向を把握するためにアンケート調査を実施
例) 総合計画、環境基本計画、住生活基本計画 等

附属機関の設置

各種団体代表者、学識経験者等で構成される各種計画の検討組織を設置
例) 総合計画策定審議会、地域福祉計画策定・評価委員会 等

パブリックコメントの実施

ホームページや広報誌等を通じた計画素案等の公表、意見募集
例) 住民自治によるまちづくり行動計画（後期）、地域公共交通網形成計画 等



② 地域協議会による取組

地域要望制度

各地域からの要望に対し、窓口を一本化し、市の考え方をそれぞれの地域に回答

地域協議会連絡会議

行政情報の連絡事務、住民自治等に密接に関わる市の事業、まちづくり等に関する事項について、市長に意見を具申することができる組織として設置



③ その他住民の意見を反映する取組

市民と市長のテーマトーク（懇談会）

市民と行政が相互理解を深めるとともに、市民の幅広い意見などを市政運営の参考とするため、市政に関する具体的なテーマの下に、市民と市長が懇談会を実施

まちづくり出前講座

市民からの要望に応じ職員が出向き、各種事業・制度等の講座を実施

市長への手紙

市役所、各支所等に設置したご意見箱「市長への手紙」を設置
その他郵送、メール等で寄せられた意見等に対して随時回答



3 今後の選択肢とそのメリット・デメリット

(1) 今後の選択肢

地域審議会の廃止に伴う取組の選択肢としては、次の3つのものが考えられます。

①「地域審議会以外の住民の意見反映のための取組」により住民の意見を反映させていくこととし、地域審議会は**そのまま廃止**する。

②地域審議会に代わる**新たな機関の設置**を条例・要綱等により定め、住民の意見反映のための取組の一つとする。

③地域審議会が担ってきた「住民の意見反映」という役割を、**既存組織の活用**により実施していく。

(2) 各選択肢のメリット・デメリット

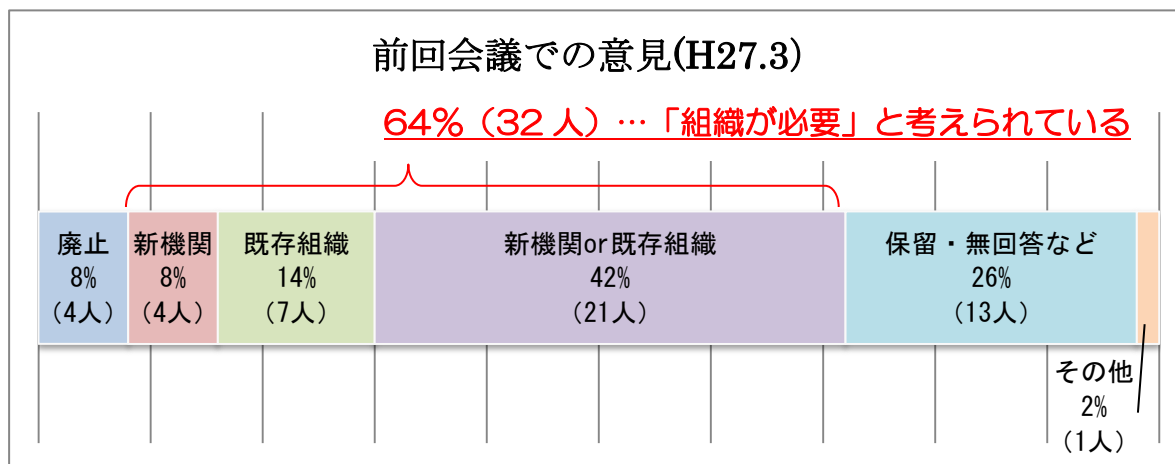
お示した3つの選択肢には、主に次のようなメリット・デメリットが考えられます。

選択肢	メリット	デメリット
①そのまま廃止	◇委員となる住民の負担感がなくなる。	◆「意見が届かなくなるのではないか」という住民の不安が残る。
②新たな機関の設置 (継続的形態を含む)	◇住民の意見反映のための機関が存続する。	◆各種計画等にそれぞれの検討組織の設置があるため、審議事項が少なくなる場合がある。 ◆委員となる住民の負担感がある。
③既存組織の活用	◇住民の意見反映のための機会が確保される。	◆活用する既存組織によっては、地域審議会との権能の違いがある。 例) 地域協議会(まちづくり協議会等)を活用する場合、任意団体であるため、附属機関としての権能がない。

4 前回会議における委員の意見

前回（平成 27 年 3 月開催）の各地域審議会において、「地域審議会の今後のあり方」について、各委員のご意見を伺いました。

その結果、「新たな機関の設置」又は「既存組織の活用」が必要と考えられている委員が 64% に上り、出席委員の過半数を占めています。



主な意見

廃止

- ・ 地域審議会は役割を終えたのではないかと思います。
- ・ 意見反映については、各諮問機関やパブリックコメントを活用していけばいい。地域要望やまちづくりについては地域協議会がある。
- ・ 新組織に移行しても、委員の負担が出てくる。

新たな機関の設置又は既存組織の活用

- ・ あさぎり町のように新組織に移行するのもいいと思う。
- ・ 何らかの形で住民の意見を吸い上げる制度は残した方よい。
- ・ 市長に意見をいう機会が必要。幅広い年齢層（子育て世代など）が望ましい。
- ・ まちづくり協議会に移行した方がよい。
- ・ 地域審議会とまちづくり協議会では性格が違うが、機能を移行させることができるのであれば、それでもよい。

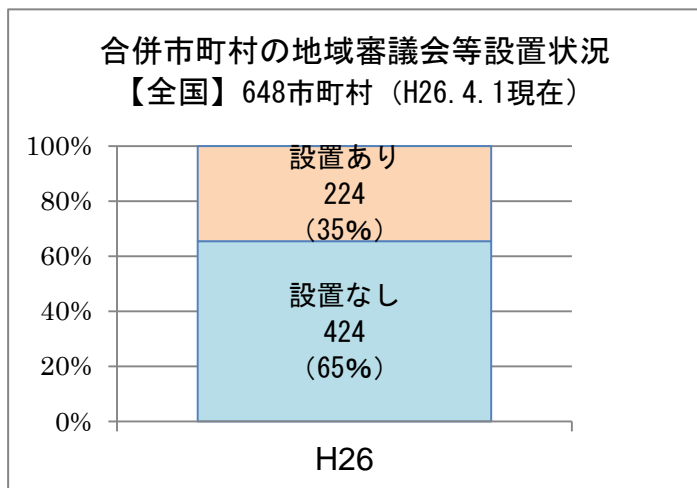
その他

- ・ 機能存続については執行部に任せる。
- ・ 報告事項ばかりで、審議事項が少ない。
- ・ 年 3 回ではなく、月 1 回など定期的な会議開催を考えてほしい。

5 全国・県内の地域審議会等*の設置状況

(1) 全国の状況

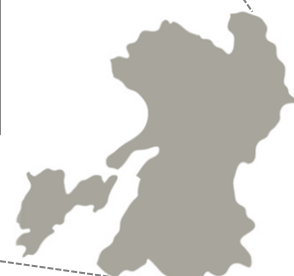
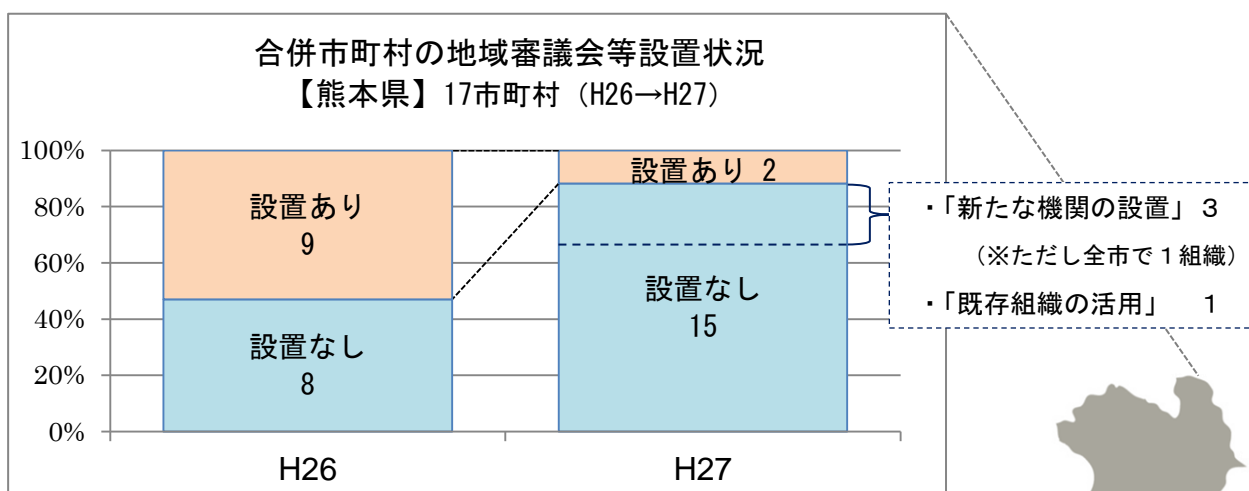
全国の合併市町村（648）のうち、地域審議会等を設置している市町村は、224市町村（約35%）となっています。



(2) 県内の状況

県内の合併市町村（17市町村）の地域審議会等を設置している市町村は、平成26年4月1日現在で9市町（約53%）であったのに対し、平成27年4月1日現在では、2市（約12%）に減少しています。

地域審議会等を設置していない15市町村のうち、「新たな機関の設置」を3市町が、「既存組織の活用」を1町が実施しています。



※詳細は別紙「地域審議会に関する県内市町村の状況」を参照

* 「地域審議会等」＝市町村合併に際し、特例的に設置された地域審議会、地域自治区、合併特例区をいう。

6 地域審議会の役割の再確認

地域審議会の今後のあり方を検討するにあたっては、その役割を再確認する必要があります。

地域審議会の所掌事務を再確認してみると、新市建設計画が八代市総合計画へと引き継がれたことにより、諮問・答申事項が減少しました。



【諮問・答申事項】

- ①新市建設計画の変更に関する事項 →八代市総合計画へ引継ぎ
- ②新市建設計画の進捗状況に関する事項 →八代市総合計画へ引継ぎ
- ③新市の基本構想の作成及び変更に関する事項 →八代市総合計画へ引継ぎ
- ④地域振興のための基金の活用に関する事項 →該当なし
- ⑤その他市長が必要と認める事項

【意見を述べることができる事項】

- ①新市建設計画の執行状況に関する事項 →八代市総合計画へ引継ぎ
- ②住民自治に関する事項 →地域協議会連絡会議においても規定
- ③情報提供に関する事項 →地域協議会連絡会議においても規定
- ④その他審議会が必要と認める事項



何を審議事項とするのか？

7 地域審議会の今後のあり方

原則	地域審議会は、合併の特例的な制度であり、市町村合併の協定に基づき、平成 28 年 3 月 31 日で廃止となる。
意見反映の取組	各計画の諮問機関の設置、地域協議会による取組等により、地域や住民の意見反映の機会がある。
県内の状況	ほとんどの市町村で地域審議会は設置していない。 新機関を設置した市町村についても、全域で 1 組織としている。
役割	審議事項が減少している状況である。



委員からは「何らかの組織が必要」との意見が多い。



審議事項の減少、県内の状況等を考慮すると



地域・住民の意見を反映するためには

地域の意見を全市的に集約できる既存の組織を活用



住民自治組織*を活用し、
地域・住民の意見を随時反映

(* 出典：平成 19 年 1 月 26 日住民自治によるまちづくりの推進について (答申))



【スケジュール（案）】

時期	内容
H27年7月	第31回地域審議会 ・あり方の方向性の検討
H27年9月	正副会長会議 ・検討結果のとりまとめ
H27年10月	第32回地域審議会 ・方向性の決定
H27年12月	正副会長会議
H28年1月	第33回地域審議会
H28年3月31日	地域審議会設置期間満了